平成２２年（フ）第５１５号
秋田市新屋勝平町９番16号　菅原アパート３号
債務者　髙田　幸一
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３８号
秋田市土崎港相染町字沖谷地18番地　レフィナードⅣ103
債務者　伊藤　千恵（旧姓能登）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６０号
秋田市柳田字境田22番地　ツインコーポ２―６
債務者　上村　清悟
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６８号
秋田市大住４丁目10番４―304号
債務者　佐藤　邦彦
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７７号
秋田市旭南１丁目14番23号
債務者　多田ハマ子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４号
山形県最上郡最上町大字本城813番地の１
債務者　髙橋　静恵
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第５５号
山形県最上郡真室川町大字新町772番地12
債務者　田鎖まゆみ
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第１４２号
石川県小松市符津町い46番地１　サニーハイツＡ棟205号室、従前の住所石川県小松市上荒屋町チ50番地
債務者　山ノ井　實
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１３６号
長野県諏訪郡原村545番地
債務者　髙橋　昌一
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４８６号
兵庫県伊丹市山田３丁目10番46号
債務者　岩本磨佳子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４９２号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目11番３―102号
債務者　中島　　勉
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５６６号
青森市大字新城字山田235番地192―２
債務者　山田　勝正
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
福島県郡山市本町１丁目８番11号　酒井能楽ビルⅡ403号
債務者　酒井　郁子（旧姓鶴田）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
福島県郡山市富久山町福原字道ノ窪17番地の５　スカイブルー101号
債務者　渡辺　一弘
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
福島県須賀川市森宿字安積田68番地18
債務者　櫻田　和男
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８２３号
千葉県野田市次木169番地９、住民票上の住所千葉県野田市中里1190番地の１
債務者　窪田　　功
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８２８号
千葉県松戸市馬橋1787番地　ストークハウスベル105号
債務者　石原　　歩
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８４６号
千葉県野田市中根267番地の34
債務者　杉崎　和夫
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部